④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務ない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年９月29日において次の要件を満たすものとする。

①　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

ア）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。
イ）橋梁型式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。
ウ）最大支間長が145m以上であること。
エ）架設工法が下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法（クローラークレーンを含む）
オ）ア）からエ）は同一工事であること。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「利賀ダム庄川橋梁上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年８月 29 日

独立行政法人国立病院機構

三重中央医療センター院長　森本　　保

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　24

○第 07802 号（№07802）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　Ｘ線ＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度第１・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　Ｘ線ＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置であること。

②　管理区域内の管理装置を更新すること。

③　ドーズキャリブレータとウェルカウンタが一つになった装置を備えること。

④　必要なワークステーションと院内ＲＩＳ／ＰＡＣＳとの接続を行うこと。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成26年10月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒514―1101 三重県津市久居明神町2158番地５　独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター　企画課長　横山　佳寿　電話059―259―1211　内線1210

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成26年８月29日から平成26年10月14日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を下記のとおり開催する。

⑴　開催日時　平成26年９月５日10時00分

⑵　開催場所　２Ｆ地域医療研修センター

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : SPECT／CT System 1 set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement :

①　It is an X ray CT combination type SPECT equipment.

②　That you update the management device within the management area.

③　Be equipped with a device well counter and dose calibrator was one.

④　Making a connection to the hospital RIS／PACS and the required workstations.